

責任追及を阻む「情報の壁」 当事者利害を名目に失われる透明性

澤 康臣

共同通信特別報道室編集委員

刑事訴訟記録を読めない記者

フリージャーナリストとしてオウム真理教の事件を追及してきた江川紹子に、東京地検から「不許可」という電話連絡があったのは2019年4月15日であった。江川は地下鉄サリン事件などで死刑が確定した豊田亨(2018年7月に刑執行)、広瀬健一(同)と無期懲役刑が確定した杉本繁郎(服役中)というオウム真理教の元信者3人の裁判記録閲覧を東京地検に請求していた。それが不許可となったのである。

日本国憲法82条は司法権力の監視のため、裁判の公開を義務づける。公判の傍聴だけでなく、より正確に検証するには裁判速記録や証拠類、検察側や弁護側の提出資料からなる裁判記録も読む必要があり、日本の刑事訴訟法はこうした記録を

原則公開と定め、他の多くの国でも訴訟記録は個人実名なども含めて原則公開資料となっている。米国ではインターネットでダウンロードできる仕組みもある。

しかし東京地検は江川の記録閲覧請求を不許可とした。理由は「裁判確定後3年を経過しているため」¹。日本の刑事確定訴訟記録法は、確定して3年を過ぎた裁判の記録を公開原則の対象外と定める。この条文により裁判記録が封印されれば、冤罪検証も歴史研究もできない。江川のようにオウム取材・研究の第一人者であっても、事件の背景を掘り下げ、分析する資料として使うことが阻まれる。これでは裁判の公開は画餅であり、市民はただ裁判の結果を信用するほかなく、膨大な時間と公費を費やした法廷で明かされた内容は、検察官だけが独占的に使える非公開資料となる。

江川の受けた対応は特別なケースではない。記者が公開原則を信じて訴訟記録の閲覧を請求したところ、「閲覧不許可」や、ごく一部だけを、しかも大量の墨塗りを施して許可するというケースは枚挙にいとまがない。中には、閲覧請求に赴くと窓口の係官から「第三者は閲覧できない」と、事実と反する説明を受けたケースも複数ある。改善をめざして江川や筆者らジャーナリスト、弁護士、研究者らがつくる研究会「ほんとうの裁判公開プロジェクト」では、訴訟記録の在り方について識者の話を聞き、研究を続ける一方、地道に閲覧請求をし、それを通じて法の原則を尊重するよう当局に求める実

さわ やすおみ

1990年東京大学文学部卒業。文学士(東京大学)。専門分野はジャーナリズム論。1990年共同通信記者となり、社会部、外信部、ニューヨーク支局などを経て2014年5月から特別報道室で調査報道や深掘りニュースを担当する。ニューヨークでは各国記者でつくる国連記者会の理事に選出。2006-07年、英オックスフォード大学ロイタージャーナリズム研究所客員研究員。現在、早稲田大学大学院政治学研究所ジャーナリズムコース非常勤講師も兼ねる。著書に『グローバル・ジャーナリズム—国際スクープの舞台裏』(岩波新書)、『英国式事件報道 なぜ実名にこだわるのか』(文芸春秋)など。

踐を重ねており、江川も今回の不許可決定に対してどのように異議申し立てすることが有効か、検討を続けている。

研究会に参加するNHK解説委員の清永聡もまた、個人的な試みとして確定刑事裁判記録の閲覧請求をしたひとりである。オウム真理教元幹部平田信の確定訴訟記録の閲覧を請求したところ、東京地検は2017年8月、不許可とした。理由は「刑事確定訴訟記録法第4条第2項第4,5号に当たる」²。この条項は「犯人の改善及び更生を著しく妨げることとなるおそれ」や「関係者の名誉又は生活の平穩を著しく害することとなるおそれ」がある場合に閲覧不許可にできるというものである。

裁判は多くの場合当事者にとって名誉な内容といえず、公開はそもそも当事者の更生妨害や平穩侵害になる。当事者のそうした不利益や困惑がありながらも、なお権力監視を重んじ、あえて裁判を公開するというのが憲法の定める裁判公開原則なのである。だから並大抵の更生妨害や平穩侵害では、非公開の理由にはできないはずなのだ。ところが、清永の請求に対し東京地検は、公開の法廷で誰もが聞いていたやりとりの速記録も、判決文さえも、一切閲覧させないというのである。

清永は東京地裁に準抗告を申し立てて争った。裁判所は地検に「全て不許可はおかしい」との見解を示して再考を促し、一方で清永は大部にわたる裁判記録のうち閲覧請求をぐく一部に絞り込む修正をした。その結果、地検も清永が絞り込んだ閲覧請求部分に多くの墨塗りを施して開示するに至った。

問題はその墨塗りである。2018年に死刑執行されたオウム真理教の死刑囚の名前までも隠されていた。死刑執行という、国家権力による最強の実力行使を検証するには、「誰が死刑執行されたか」の情報は欠かせない。検察当局はその情報を隠したわけである。しかも、大きく報道され、社会に共有された名前なのである。

このほかオウム真理教関係者の証言、平田の被告人質問に対する答え、公判前整理手続きの記録の一部も墨塗りで隠された。清永の準抗告審理で

の実質的な争点はこれらの墨塗りを外させるべきか否かとなった。

この結論として東京地裁が2019年4月に出した決定は、公判前整理手続きの記録は墨塗りを解除するが、それ以外の死刑囚の名前、オウム関係者の証言内容、平田が法廷で述べた内容の墨塗りは維持するというものだった。

東京地裁はその理由について「本件被告事件(平田信の事件)に対する死刑被執行者の関与状況等が含まれており」「申立人はジャーナリストとして閲覧結果を報道に利用する可能性にも言及しているのであって、ここに本件被告事件の性質・内容、教団関連の事件が社会に与えた衝撃・影響等を併せ考慮すると、死刑被執行者の実名まで申立人に閲覧させることには、その親族等の関係者の名誉または生活の平穩を著しく害することになるおそれがあるといえ」という³。

重大事件の捜査、司法手続きを記者ら市民が検証するという民主主義のプロセスより、「関係者の名誉または生活の平穩」を優先した、社会秩序重視の判断といえよう。

この数十年、「報道被害」の問題もあいまって、ジャーナリズムによる検証より「関係者の平穩」を重んじる考え方は強まっている。それにより何が失われるかという論点は目立たない。いわゆる「報道被害」の問題は特に関係者にとって重大であることは言うをまたないが、その責任はすべて報道に帰すべきなのか、それとも情報を悪用して主に匿名でなされる差別や陰口などハラスメントの問題なのかは目立った議論がないまま「情報がなければ問題は発生しなかった」という論理に回収されつづけている。

「報道被害」とのバランス

裁判だけではない。筆者は2014年、西日本のとある私立大学について「留学生の比率が極端に高く、実際はビザを出すための機関になっている恐れがある」との指摘を受け、その大学の退学者数を調べ始めた。大学は入退学者数を国に報告して

おり、その書類の公文書開示請求を行ったところ、文部科学省は開示を拒んだ。情報公開法で非開示にすることが認められる例外条項のひとつ、「当該法人の権利や競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」のに当てはまるという。文部科学省は「退学者の数が公開されることは、数字の一人歩きを生み、国民に対し、前述の(経済的理由や学業不振など=筆者注) 消極的なイメージのみを発信することになりかねない。これにより学校が学生を募集する際等に、不当に不利益を被る可能性が高まり、学校法人の競争上の地位その他の正当な利益を害する恐れがある」と主張した⁴。筆者は異議を申し立てたが、2年後却下された。

確かに退学者数の公表は、当事者であるこの大学にとっては打撃であり、これを報道すれば「報道被害」も発生する。大学だけでなく、在學生、卒業生やその家族にとっても、在籍大学、出身大学の評価が下がることは損失、苦痛であろう。だが退学者数を明らかにせず受験生を募ることは、退学者数を公表して募集することに比べ不正と言わざるを得ない。進学先を検討中の高校生のように情報が直ちに役立つ人々はもちろん、そうでない人々にとっても頭に入れておくべき公共性の高い情報であろう。にもかかわらず報道や情報による「被害」防止を優先し、情報開示と説明責任を後景に退かせたケースと言える。

取材記者が不合理な情報秘匿の壁に直面する例は枚挙にいとまがない。入管当局が在留資格のない非正規滞在外国人を拘束、入管施設に収容したとき、その外国人に子どもがいると子どもは児童相談所に保護され親子が分断される——という問題を調べた共同通信特別報道室記者の平野雄吾は、こうした経過で親と別れた子供の数が2017年に28人おり、前年の7人から急増していたことをつかむ⁵。ところが入管庁はこの数字を公式には認めない。「公表事項ではない」のが理由という。「公表事項ではない」ため、急増の理由や経緯も説明しない。なぜ公表事項ではないのかも説明しない。

「公表事項ではない」という対応は、記者の多くが頻繁に体験する。行政庁(政府)の情報は本来は

市民皆のものであって、秘匿してよいのは例外だとの姿勢は伺えない。

タックスヘイブンを笑えない

各国での情報開示の進展に逆行し、日本では公開情報が縮小する傾向すら伺える。2016年、国際調査報道ジャーナリスト連合(ICIJ)が手がけた「パナマ文書」報道プロジェクトはタックスヘイブン(租税回避地)の内部書類を暴露し、各国有力者や周辺者、犯罪組織による秘密の経済活動を明らかにした。タックスヘイブンの問題点は税率の低さより、情報の開示に乏しく経済活動が監視を免れるところにある。ペーパー会社を簡単に作れ、その株主や役員など登記事項を非公表にすることが可能なので、ペーパー会社が実質的に誰に帰属するのかがわからない。いわば匿名法人である。税逃れや資産隠しは、こんな匿名法人を使うから容易になる。タックスヘイブンのうまみの核心はここにある。だから、国際社会が取り組んでいるのは情報開示の推進、つまりプライバシー「過保護」を是正し「法人の真の所有者」の開示をすすめることである。

法人情報の開示が不十分な問題は、タックスヘイブンに限定されない。先進国の中にも透明性が低い国はある。税の公正さを追求する国際市民団体「タックス・ジャスティス・ネットワーク」は毎年、各国の経済活動の情報公開ぶりを数値化した「金融秘密インデックス」を公表し、日本は2018年、60点だった⁶。アメリカ、アイスランドと同点だが、先進国でこれよりも点数が低いのはオランダやスイス、リヒテンシュタインで、それ自体タックスヘイブンとの非難を受けている国々だから、日本は先進国の中では不名誉な地位にある。このインデックスの要素の中には「全ての税務に関する刑事裁判所の判決・評決は無料または安価にネット上で読めるか」「民事裁判所はどうか」という質問があり、日本はいずれも「不明」となっている⁷。だが本当はいずれも「ノー(読めない)」だ。これが正しく反映されれば成績はさらに悪化する。

それどころか、2018年には企業活動の透明さ

をさらに悪化させる動きすらあった。商業登記された法人代表者の住所を、一般閲覧できないようにする動きが経団連主導で出たのである⁸。いわく、個人情報明らかにされ、高額報酬を得ている経営陣らを狙った犯罪の危険があるという。だが法人代表者の住所情報は、法人の背景や法人相互の関係を調べる基礎的な重要情報でもある。パナマ文書の分析では「ある住所に関係がある企業」を抽出するICIJのツールが威力を発揮した。ペーパー会社が現実世界でどの住所と関係を持っているか。「このペーパー会社の所在地は、実は〇〇社の前社長の自宅だ」——といった具合で、巨大企業や犯罪関係者のダミー会社を探ることができる。企業の秘密活動や不正行為を調べるため欠かせない。実は企業経営側にとっても、取引先の素性を調べるため意味が大きいはずである。

だから、代表者住所の閲覧除外の動きには主に消費者団体や弁護士会の一部などから強い反対の声が上がった。「集団的な消費者被害の責任追及は、住所を手掛かりとせざるを得ない」(広島弁護士会)という具合である。取引相手の企業の社長宅に担保が設定されているかどうか、という切実な必要性もあるという⁹。

これを受け改定案はやや後退し、インターネットの登記簿閲覧サービスからは代表者住所が見られなくし、法務局に足を運んで閲覧申請をすれば見られるという形で決着した。全く閲覧できなくなる措置は避けられたとはいえ、情報の流れの大幅な悪化は否めない。そして「当事者の利益」を理由にした公共情報開示の後退が認められる前例がまた生まれたといえる。その当事者の事情に、未検証の「心配」レベルが多分に含まれているにもかかわらずである。

個人情報と「公共」概念

この例に顕著であるが、「個人情報保護」の流れの中で、「個人情報がからむ情報は明らかにしない」傾向が強まっている。調査報道をはじめあらゆる取材現場において、「個人情報なので…」と回答

を拒まれることは日常風景である。

これが権力の問題点を調べ責任を追及する上で重大な壁になる。

政府の施策の検証をはじめ、あらゆる情報の精査には、関係者への聞き取りが欠かせない。例えば森友学園への国有地売却と価格決定の経緯を調べるには、財務省、国土交通省、森友学園の職員らのうち誰が関わっていたか実名を突き止め、本人に当たることが極めて重要となる。

個人情報を排し、匿名化された情報はこうした検証への道をふさいでいる。それらの情報はただ受け止めて「信じる」「学び覚える」対象となる。記者や研究者、社会運動家をはじめ、考え、調べ、行動する民主主義の参加者としての市民にはまったく不十分なものである。

こうした流れの背景に、個人情報とプライバシーの区別が曖昧になっている傾向も感じられる。英語のprivacyは「秘密」のニュアンスが強い一方、日本語カタカナ語の「プライバシー」「プライベート」は「プライベートのメールアドレス」のように使われ、英語ならpersonal(個人の)を用いる領域まで拡張し、その結果「個人の」と「秘密の」が混乱している。

「プライバシー」の反対概念である「パブリック」は、さらに翻訳上の混乱が感じられる。publicはpeopleとも関連が深い言葉で、「人々の」「民の、みんなの」という含意が強くあり、ゆえに「公開の、公表の、誰でも使える、一般に開かれた」という意味になる。public informationは「政府の情報」ではなく「人々みなが使える情報」であり、ものごとを大衆的に検証することをpublic scrutinyという。一方「政府の」というときはofficialである。

ところがこのpublicは日本語では通常「公」「公共」と訳される。公共という日本語にはお堅いニュアンスが強く、政府や自治体、外郭団体などが関与している含意と切り離せない。民間人、一般私人のことを「公共」の中心的意義だと考える人は多くなかろう。この言語上のねじれが、「公文書(public documents)は誰のものか」をわかりにくくしている。

パブリックという概念は、日本語文化圏内におい

て、かくも希薄である。「政府の情報を開示し、市民が検証し、政府に説明を求める」という営為はしかし、パブリックと民主主義の概念において一本につながった筋となっている。これを日本で肌感覚の理解につなげるには、この概念を社会全体で論じ、育てていくことが必要であろう。■

《注》

- 1 「ほんとうの裁判公開プロジェクト」に対する江川の説明による。
- 2 東京地方検察庁検察官の平成 29 年 8 月 21 日付「閲覧不許可通知書」による。

- 3 東京地裁平成 29 年（む）第 83309 号事件決定。
- 4 情報公開・個人情報保護審査会平成 29 年度（行情）答申第 266 号及び同第 267 号。
- 5 共同通信 2019 年 5 月 12 日配信記事「入管による家族分離急増 外国人親拘束、子は児相に」。
- 6 <https://www.financialsecrecyindex.com/introduction/fsi-2018-results>
- 7 <https://www.financialsecrecyindex.com/database/Japan.xml>
- 8 共同通信 2018 年 8 月 24 日配信記事「社長の住所、閲覧制限検討 登記事項証明書で法制審 反対意見も多く」。
- 9 『会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案』に対して寄せられた意見の概要」<http://www.moj.go.jp/content/001263834.pdf>

